

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年10月29日（平成27年（行情）諮問第644号）及び同年12月28日（同第774号）

答申日：平成29年10月19日（平成29年度（行情）答申第269号及び同第270号）

事件名：特定秘密の指定に関する決裁関連文書の開示決定に関する件（文書の特定）

特定秘密の指定に関する決裁関連文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『特定秘密』の指定に関する決裁関連文書の全て\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる11文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月16日付け防官文第3837号（以下「原処分1」という。）及び同年8月7日付け防官文第12445号（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子

ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(6) 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に電磁的記録（既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録又は既に保有している電磁的記録）が存在すれば、これに係る開示実施手数料は1ファイルにつき210円である。その場合、本件開示決定に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなると思われるので、開示実施手数料の見直しを求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は「『特定秘密』の指定に関する決裁関連文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対し、法11条を適用して平成27年8月7日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、同年3月16日付け防官文第3837号により、文書4の起案用紙について開示決定を行い、同年8月7日付け防官文第12445号により、本件対象文書のうち残りの部分につき、法5条3号及び6号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

#### 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は別表のとおりである。

#### 3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分1において特定した文書4の起案用紙の電磁的記録はPDFファイル形式であり、原処分2においては紙媒体のみを特定しており、それ以外の電磁的記録は保有していない。

本件異議申立てを受け、確実に期すために再度の確認を行ったが、原処分1で特定した電磁的記録以外に電磁的記録の存在を確認することはできなかった。

なお、異議申立人は処分庁が原処分1における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分1においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、履歴情報を特定するようなことはしていない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、原処分1に対する異議申立てが提起された時点においては、異議申立人から原処分1の対象文書の開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 異議申立人は、平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示を判断しなければならないような趣旨の規定はない。

(5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(6) 異議申立人は、本件対象文書（文書4の起案用紙を除く。）に電磁的

記録（既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録又は既に保有している電磁的記録）が存在すれば、原処分2に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなるとして、開示実施手数料の見直しを求めるが、上記（1）で述べたとおり、本件対象文書（文書4の起案用紙を除く。）の電磁的記録については保有していない。

（7）以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月29日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第644号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年12月28日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第774号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 平成28年1月19日 審議（同上）
- ⑥ 平成29年9月8日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（平成27年（行情）諮問第644号及び同第774号）
- ⑦ 同年10月17日 平成27年（行情）諮問第644号及び同第774号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定秘密の保護に関する法律に基づく特定秘密の指定に関する決裁関連文書である。

異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書のうち、文書4の起案用紙を除く部分については紙媒体の文書であり、防衛省においてその電磁的記録は保有していない。

イ 本件対象文書の原稿については、各文書の起案用紙を除き、防衛省

内部部局の担当者が電磁的記録として作成したものであり，作成後，当該電磁的記録を紙媒体に印刷し，起案用紙と共に内部部局内の決裁を受けている。

本件対象文書は，文書４の起案用紙を除き，上記の決裁終了後，紙媒体の本件対象文書を保存したものである。

ウ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については，秘又は注意に指定された文書であるか，秘又は注意に指定されていなくとも秘に指定された文書に関連する文書であることから，情報流出の防止等，情報保全の観点重視し，本件対象文書が完成した後，速やかに廃棄している。

エ 原処分に当たり，防衛省内部部局において，書庫，倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが，文書４の起案用紙のPDF形式の電磁的記録以外に本件対象文書の電磁的記録の保有は確認できなかった。

オ 文書４の起案用紙の電磁的記録については，手書きの書き込み及び押印がなされた紙媒体のものを，スキャナで読み込んでPDF化したものである。

カ 本件異議申立てを受け，確実を期すために再度上記エと同様の確認を行ったが，文書４の起案用紙以外に電磁的記録の保有は確認されなかった。

(2) 文書４の起案用紙以外の本件対象文書の起案用紙には手書きの書き込み等があることから，これらはいずれも紙媒体の文書であると認められることを踏まえると，文書４の起案用紙以外に本件対象文書の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然，不合理とはいえず，他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから，防衛省において，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 防衛，警備計画等に関する情報

別表の番号１欄及び番号３－２欄に掲げる不開示部分には，将来の防衛力整備並びに自衛隊の運用及び能力に関する見積り又は計画等に関する情報が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，自衛隊の運用及び能力に関する見積り又は計画等の内容，防衛力整備における関心事項等が推察され，悪意を有する相手方をして，その弱点をつくことを容易ならしめるなど，国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法５条３号に該当し，同条６号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(2) 米国との協力等に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、我が国と米国との間の協力等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、日米間の協力内容が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、国の安全が害されるおそれ及び米国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 情報業務に関する情報

別表の番号3-1欄に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊における秘密の保有状況及び情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する能力、情報関心等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方において、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 運用に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊における秘密の保有状況及び演習で実施する自衛隊の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の運用要領が推察され、敵意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特

定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

- 文書 1 特定秘密に指定される対象情報の有効期間等の決定について（防衛政策課）
- 文書 2 特定秘密に指定される対象情報の有効期間等の決定について（日米防衛協力課）
- 文書 3 特定秘密に指定される対象情報の有効期間等の決定について（防衛計画課）
- 文書 4 特定秘密に指定される対象情報の有効期間等の決定について
- 文書 5 特定秘密の指定について
- 文書 6 特定秘密に指定される対象情報の有効期間等の決定について（事態対処課）
- 文書 7 特定秘密に指定される対象情報の有効期間等の決定について（運用支援課）
- 文書 8 特定秘密に指定される対象情報の有効期間等の決定について（情報通信・研究課）
- 文書 9 特定秘密に指定される対象情報の有効期間等の決定について（システム装備課）
- 文書 10 特定秘密に指定される対象情報の有効期間等の決定について（航空機課）
- 文書 11 防衛秘密の指定の有効期間等の決定について（技術計画官）

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	1 3 枚目の「1」及び「4」の一部	<p>将来の防衛力整備に係る情報が記載されており，これを公にすることにより，我が国の防衛力整備における関心事項等が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当するとともに，その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条6号に該当するため不開示とした。</p>
	文書 6	4 7 枚目及び4 9 枚目の「1」及び「4」の全て並びに「2」の一部	
		5 3 枚目の「1」及び「4」の一部 7 7 枚目の「1」の一部及び「4」の全て	
2	文書 1	1 9 枚目の「1」の一部及び「4」の全て	<p>防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等及び我が国と米国の間の協力に関する情報が記載されており，これを公にすることによ</p>
	文書 6	1 1 枚目の「1」及び「4」の全て並びに「2」の一部	

		<p>3 1 枚目及び 3 3 枚目の「1」及び「4」の全て並びに「2」の一部</p>	<p>り、我が国と米国との信頼関係が損なわれるとともに、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当し、また、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するため不開示とした。</p>
		<p>4 5 枚目の「1」及び「4」の全て並びに「2」の一部</p>	<p>防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等及び我が国と米国の間の協力に関する情報が記載されており、その種類、名称、進捗状況等を公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるとともに、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当し、また、指定通報先である関係省庁を公にすることにより、当該協力の内容が推察されるなど、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するため不開示とした。</p>
		<p>5 7 枚目、5 9 枚目、6 1 枚目、6 9 枚目及び 7 1 枚目の「1」及び「4」の全て並びに「2」の一部</p>	<p>防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等及び我が国と米国の間の協力に関する事項の種類、名称、</p>

			進捗状況等が記載されており、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれるばかりでなく、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当し、また、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するため不開示とした。
文書1	21枚目の「1」及び「4」の全て		日米防衛協力に係る検討の進捗に関する情報及び自衛隊の運用に係る計画の一部が記載されており、これを公にすることにより、我が国と米国との信頼関係が損なわれるとともに、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当し、また、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するため不開示とした。
文書2	12枚目、14枚目、16枚目、20枚目及び22枚目の「1」及び「4」の全て		防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報等及び日米防衛協力に係る検討の進捗に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、我が国と米国との
	24枚目の「1」及び「4」の一部		

			信頼関係が損なわれるとともに、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当し、また、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するため不開示とした。
3-1	文書4	1枚目、9枚目、29枚目、35枚目、41枚目、45枚目及び49枚目の「1」の一部	防衛省・自衛隊における秘密の保有状況及び情報業務に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報収集の精度、能力及び情報関心が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するとともに、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するため不開示とした。
		57枚目の「1」、「2」及び「4」の一部	
	文書6	73枚目の「2」の一部	
3-2	文書6	5枚目、7枚目、9枚目、25枚目、27枚目、35枚目、37枚目及び43枚目の「1」及び「4」の一部	防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報及び演習で実施する自衛隊の運用に係る計画の一部が記載されており、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊
		13枚目、15枚目、17枚目、19枚目、21枚目、23枚目、29枚目、39枚目及び41枚目の「1」の一部及び「4」の全て	
		67枚目の「1」の一部	
4	文書7	4枚目の「1」及び「2」の一部並びに「4」の全て	防衛省・自衛隊における秘密の保有状況に関する情報及び演習で実施する自衛隊の運用に係る計画の一部が記載されており、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊

			<p>の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するとともに、その後の防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するため不開示とした。</p>
--	--	--	--